

令和7年度 6月補正予算の概要

令和7年度鯖江市一般会計補正予算（第1号）

予算の規模

一般会計の6月補正予算の規模は
この結果、一般会計の予算現計は

1,780万円
343億1,480万円

(単位：千円・%)

区分	令和7年度			令和6年度との比較		
	補正前予算	補正額	予算現計	6月補正後予算	増減	伸び率
一般会計	34,297,000	17,800	34,314,800	30,410,200	3,904,600	12.8

議案提出日 令和7年5月28日（水）

予算案の内容

1	子どもの安全安心対策	850千円
2	食育推進事業	4,385千円
3	コミュニティ助成事業	2,500千円
4	国の動きへの対応	3,246千円
5	その他	6,819千円

1 子どもの安全安心対策 850千円

(1) 学校安全対策事業〔新規〕（学校教育課） 850千円

落雷被害を防止するための雷警報器の配備および熱中症対策として冷凍冷蔵庫等を購入するために必要な経費を計上するもの

小学校：雷警報器各1台、冷凍冷蔵庫6台（必要台数分）など

中学校：冷凍冷蔵庫各2台など ※雷警報器は既決予算で配備

〔財 源〕 一般財源

2 食育推進事業 4,385千円

(1) ふくいの食育推進事業〔新規〕（学校教育課） 3,413千円

県の新規補助制度「ふくいの食育推進事業」を活用し、「地場産食材プラスワン」＋「食育」を実施するために計上するもの

地場産食材活用の副食1品追加（追加食材について食育を実施）

プラスワンの日として年6回（9月から2月まで月1回程度で）実施予定

〔対 象 者〕 小学生 3,638人×100円×6回

中学生 2,049人×100円×6回

〔財 源〕 ふくいの食育推進事業補助金（県 10/10）

(2) さばえ幼児食育推進事業〔新規〕（保育・幼児教育課） 972千円

市独自の施策として、上記事業の対象を3歳以上の未就学児にまで拡大するために必要な経費を計上するもの

地場産食材活用のおやつ提供（地域に親しむ食育を実施）

地場産おやつの日として、9月から2月までの間に年3回実施予定

〔対 象 者〕 市内の保育所・幼稚園・認定こども園に通う3歳以上児

1,620人×200円×3回

〔財 源〕 一般財源

3 コミュニティ助成事業 2, 500千円

- (1) コミュニティ助成事業補助金（一般コミュニティ助成事業）〔継続〕（市民主役推進課）
2, 200千円

コミュニティ活動に必要な設備整備に対する助成金

北中町：公園の遊具整備（ブランコ、テーブル・ベンチセット、森のハウス）

〔財 源〕 自治総合センター（一般コミュニティ助成事業 10/10）上限 2, 500 千円

- (2) コミュニティ助成事業補助金（地域防災組織育成助成事業）〔継続〕（防災危機管理課）
300千円

地域防災組織が行う防災活動に必要な設備等の整備に対する助成金

日の出町防災会：発電機、LED 照明の購入

〔財 源〕 自治総合センター（地域防災組織育成助成事業 10/10）上限 2, 000 千円

4 国の動きへの対応 3, 246千円

- (1) 調査員等報酬、国勢調査事務諸経費〔追加〕（行政管理課）
1, 310千円

国勢調査に係る指導員・調査員の報酬引上げ、およびオンライン回答推進費（委託料）
の増額分

指導員報酬 1 人当たり 3, 110 円増（56, 450 円→59, 560 円）

調査員（1 調査区）1 人当たり 1, 560 円増（46, 160 円→47, 720 円）

調査員（2 調査区）1 人当たり 2, 780 円増（86, 520 円→89, 300 円）

オンライン回答推進費 348, 000 円

〔財 源〕 国勢調査委託金（国 10/10）

- (2) 生活保護システム改修費〔臨時〕（社会福祉課）
1, 936千円

生活保護の生活扶助基準の改定（令和 7 年 10 月～）および被保護者調査の様式変更に伴い、システム改修を行う。

現行：令和元年当時の消費実態の水準に一人当たり月額 1, 000 円加算

変更後：一人当たり月額 1, 500 円加算

※ 生活扶助基準については、一般低所得世帯の消費実態や社会経済情勢等を総合的に勘案し改定がなされるもので、前回の改定（令和 4 年末）から一定期間が経過し、この間も物価・賃金が上昇基調であることなどの社会経済情勢等を勘案し、当面 2 年間の臨時的・特例的な措置を実施するもの

〔財 源〕 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（国 1/2）

5 その他

6, 819千円

(1) 介護施設等整備事業費国庫返還金〔臨時〕（長寿福祉課） 6, 819千円

社会福祉協議会が運営する認知症対応型通所介護施設の事業廃止に伴い、平成24年度地域密着型サービス施設整備事業補助金（交付決定：H24.12.10）の一部取り消しによる返還を行うもの

〔財 源〕 社会福祉協議会からの返還金（10/10）（10,000千円×15/22）

※15/22＝残存期間/処分制限期間

処分制限期間（木造耐用年数）22年のうち、事業期間7年を差し引いた15年が残存期間